

平成 28 年 12 月 5 日
平成 28 年 12 月 15 日改定
資源エネルギー庁

設備認定申請における環境影響評価に関する添付書類について

再生可能エネルギーの固定価格買取制度において、認定を受けようとする発電設備の設置に当たり、環境影響評価法や地方公共団体が定める条例等に基づいて環境影響評価手続が必要となる場合は、従来は、環境影響評価準備書についての勧告書等が必要とされていたところですが、リードタイムの長い再生可能エネルギー発電設備の導入促進を図る観点から、平成 28 年 12 月 5 日より、以下のとおり運用を行うこととしました。

○設備認定申請時に必要な添付書類

再生可能エネルギーの固定価格買取制度における設備認定の申請に当たり、環境影響評価法や地方公共団体が定める条例等で環境影響評価手続が必要となる設備については、環境影響評価方法書^{※1}に関する手続を開始したことを証する書類^{※2}を添付していただくこととし、環境影響評価準備書についての勧告書等の添付は不要とします。

※ 1 環境影響評価方法書の名称

- ・手続を定める条例等によっては、「環境影響評価方法書」という名称ではないものもありますが、その場合は「環境影響評価方法書」に類する書類、すなわち、環境影響評価を行う方法について検討した内容を記載する書類に当たるものとお考えください。

※ 2 証拠書類の例

- ・方法書手続を開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したもの
- ・方法書手続を開始した旨が記載された関係地方公共団体の公報や広報紙のコピー（方法書そのものでは手続を開始した証拠書類とは見なせません）

既に環境影響評価準備書についての勧告書等を添付して設備認定申請を提出されているものについては、上記書類の追加提出は不要です。

なお、設備認定と環境影響評価手続は相互に独立して行われるものであり、環境影響評価手続等によって、認定取得後に発電出力が変更となる可能性があります。

現行の告示では、認定取得後から運転開始までの間に発電出力を 10kW 以上かつ 20% 以上変更した場合は、当該変更の認定時点の調達価格が適用されることとなります（太陽光発電を除く）。

以上